美作監査第　　３号
令和７年４月２３日

美　　作　　市　　長　　萩　原　誠　司　殿
美 作 市 議 会 議 長　　山　本　雅　彦　殿
美作市教育委員会教育長　　福　田　昌　弘　殿
美作市選挙管理委員会委員長　　小　林　富　雄　殿
美 作 市 農 業 委 員 会 会 長　　中　西　　正　殿

美作市監査委員　　東　内　義　典
美作市監査委員　　和　田　広　宣

令和６年度定期監査（第２次）結果報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく監査を行ったので、その結果を同条第９項の規定により報告するとともに、同条第１０項の規定により意見を提出します

令 和 6 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

(第２次)

美 作 市 監 査 委 員

目　　次

定期監査結果報告

第１　基準に準拠している旨 ……1

第２　監　査　の　種　類 ……1

第３　監査の対象及び実施日程（実施場所）……1

第４　監　査　の　着　眼　点 ……2

第５　監査の主な実施内容 ……2

第６　監　査　の　結　果 ……2

第１　基準に準拠している旨

監査委員は、美作市監査基準（令和２年美作市監査委員告示第１号）に準拠して監査を行った。

第２　監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 4 項）

第３　監査の対象及び実施日程（実施場所）

【実地監査】

令和 7 年 1 月 23 日から 2 月 4 日までの間、次のとおり実施した。

監査実施日	監査対象	実施場所
1 月 23 日(木)	勝田総合支所（教育分室含む）	勝田総合支所
	スポーツ振興課	美作ラグビーサッカー場
	英田総合支所（教育分室含む）	英田総合支所
1 月 24 日(金)	営業課	市役所本庁舎
	管財課	〃
	秘書課	〃
	危機管理室	〃
	議会事務局	〃
1 月 27 日(月)	大原病院	大原病院
	上水道課	美作浄水場
	下水道課	美作浄化センター
２月３日(月)	福祉政策課	美作保健センター
	教育総務課	作東総合支所
	学校教育課	〃
	作東診療所・作東老人保健施設	作東老人保健施設
２月４日(火)	市民課	市役所本庁舎
	農業政策課（農業委員会含む）	〃
	都市住宅課	〃
	建設課	〃

【机上監査（書面)】

令和 7 年 3 月 17 日・28 日、4 月 16 日、監査事務室において以下の部署等について机上監査を実施した。

総務部（総務課・財政課）、企画振興部（企画情報課）、市民部（くらし安全課・税務課）、保健福祉部（健康政策課・子ども政策課）、農林政策部（森林政策課・農村整備課）、産業政策部（商工政策課・観光政策課）、会計課、監査事務局、消防本部（消防総務課・予防課）、消防署、教育委員会（社会教育課・美作分室)、総合支所（大原・同教育分室、東粟倉・同教育分室、作東）

第４　監査の着眼点

有効性、効率性、経済性に注目し監査した。

第５　監査の主な実施内容

監査対象について、各所管に対して提出を求めた関係資料及び帳簿等を基に実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、質問、観察、閲覧等の手法により監査を行った。また、物品の管理については、実査、帳簿突合を行った。なお、実地監査の対象以外の部署等については、書面による監査を行った。

第６　監査の結果

事務事業の執行及び歳入歳出の執行については、監査した限りにおいておおむね適正な事務処理がなされていた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な注意事項についてはその都度指摘し、改善及び検討を行うよう口頭で指導した。

＊ 改善や検討を要する点

① 単独随契で毎年契約を行う場合に、前年より契約金額が変動した場合はその根拠及び正当性を慎重に確認すること。

② 未収金の徴収については、各課努力をしているが今後も様々な工夫をお願いするとともに、未収金を発生させない方策をお願いしたい。

また、誓約書や保証人等を設定する場合その実効性を追及されたい。